

よくあるご質問

【補助対象製品について】

Q. 事務所や店舗の照明は対象になりますか？

A. 対象になりません。申請者が居住する住宅のみが対象です。ただし、住宅兼店舗など、居住している建物の照明設備の交換であれば、居住部分の照明について、対象となります。

Q. ネットや通販で購入したものは対象になりますか？

A. 対象になりません。市内の店舗での直接購入、市内業者による交換工事などが対象です。

Q. リースで設置した照明器具は対象になりますか？

A. 対象になりません。申請書本人が所有権を持つ照明器具である必要があります。

Q. リユース（中古品）・再生品も対象になりますか？

A. 対象になりません。新品（未使用品）のみが対象です。

Q. 既に LED 照明になっているものを、新しい LED 照明器具に交換しても対象になりますか？

A. 対象になりません。蛍光灯や白熱電球等から LED 照明器具への交換が対象です。

Q. 賃貸住宅でも対象になりますか？

A. 賃貸住宅の所有者または借主が、自らが居住する住宅の照明器具を交換する場合は、対象になります。賃貸住宅の所有者が、自らが居住していない部屋の照明を交換する場合は対象になりません。

Q. 八代市内に新築の住宅を建てる予定ですが、その住宅につける LED 照明器具も対象になりますか？

A. 対象になりません。すでに設置してある蛍光灯や白熱電球を LED 照明に交換する場合は補助対象です。

Q. 3月に購入して、4月に交換を行ったものは、対象になりますか？

A. 対象になりません。令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日の間に購入した LED 照明器具が対象となります。

Q. 電球だけ交換しても対象になりますか？

A. 対象になりません。今回の補助金は、LED照明器具に交換することで、家庭の電気使用料を削減し、電気代の負担軽減や温室効果ガスの排出削減を行う目的で行うものです。電球のみの交換よりも、照明器具ごとの交換の方が電気使用量の削減などの効果も高いため、LED照明器具での交換を対象としております。

Q. 別々の店舗で2回に分けて購入した場合も申請できますか？

A. 申請できます。市内の店舗の購入であれば、どこの店舗で購入していても大丈夫です。ただし、1回目の購入で申請を行っている場合には、後から購入した分を追加しての申請はできませんので、数回に分けて購入した場合は、まとめて1回で申請してください。

Q. 対象にならない照明器具はどんなものですか？

A. 卓上照明器具や、屋外で使用するLEDランプ、また音楽再生機能や映像投影機能が付いた照明器具は補助対象外です。

Q. 小屋の照明は対象になりますか？

A. 居住している住宅の屋内の照明が対象のため、世帯員が居住する目的で使用していない小屋は対象外となります。

【補助対象者について】

Q. 八代市内に住んでいますが、住民票は八代市に移していません。申請できますか？

A. 申請できません。八代市の住民基本台帳に記録されている人が補助対象です。

Q. 申請した後に市税の滞納がわかった場合にはどうなりますか？

A. 交付申請書兼実績報告書の提出があった後、こちらの審査において、申請者の属する世帯全員の納税状況確認を行い、市税の滞納があった場合には、補助金を交付することができないため、滞納のあった市税をお支払いいただいてから再度申請いただくこととなります。

【補助対象経費について】

Q. 一度の購入で2万円以上にならなかったが、あとからLED照明器具を購入して合わせると2万円以上になる場合、申請できますか？

A. 令和8年4月1日から令和8年12月31日の間に購入したものであれば、合算で2万円以上であれば申請可能です。

Q. 購入の際に電気店のポイントを使っても対象になりますか？

A. 購入に電気店等のポイントを利用しても構いませんが、ポイントを利用して支払った額は補助対象になりません。購入額から除いて申請していただくこととなります。

全額をポイントで支払った場合や、ポイントを利用して支払った金額を除いた購入額が2万円未満の場合は、対象となりません。

Q. 購入の際に付与されるポイントは、対象額から減額されますか？

A. 減額されません。購入の際に付与されたポイントは申請額に影響ありません。

【1世帯につき1回限りについて】

Q. 2世帯住宅の場合、それぞれの世帯で申請することはできますか？

A. 2世帯住宅の場合は、それぞれの世帯で申請することができます。

Q. 1つの住宅に2世帯で住んでいる場合には、2世帯とも申請できますか？

A. 住宅が2世帯住宅でなく、すべての設備を2つの世帯で共有している住宅の場合には、申請できる世帯は1つになります。

Q. 世帯主以外も申請できますか？

A. 世帯主以外でも申請可能です。ただし、1つの世帯につき、申請は1回限りです。

【申請書類について】

Q. 交付申請書兼実績報告書や請求書に書く口座の名義人は申請者以外でもいいですか？

A. 原則、申請者本人の口座をご記入ください。口座名義人が申請者以外の場合には、請求書のほかに委任状の提出が必要となります。

Q. 写真撮影前に交換前の照明器具を処分してしまいましたが申請はできますか？

A. 申請できません。交換前の器具の設置状況写真が添付書類として必要です。

Q. 申請書が受付されたかどうか確認したいのですがどうすればよいですか？

A. 環境課へお電話やメールにてお問い合わせください。その際に、ご本人確認のため、申請者名、住所等をお伝えください。

環境課問い合わせ先

電話番号 : 0965-33-4114

代表メールアドレス : kankyo@city.yatsushiro.lg.jp

【補助金の支払いについて】

Q. 申請してからどのくらいで補助金はもらえますか？

A. 交付申請書兼実績報告書の提出があつてから、納税状況の確認を行ったのち、審査し、申請書が受理されてから2週間程度で交付決定となります（申請内容に不備や疑義があつた場合には、審査に時間をいただく場合があります）。その後、交付決定通知書とともに請求書の様式をお送りいたしますので、必要事項を記入の上ご返送ください。その請求書を受理後、2週間程度で振込手続きは完了する見込みです。毎月10日、20日、末日（土日祝祭日の場合には、その前日）のいずれかの日に補助金が振り込まれます。

ただし、申請が集中している場合などは、振込までにお時間をいただく場合があります。